

特別の法律により設立される民間法人
企業年金連合会の改革案について
《改革案説明資料》

企業年金連合会の改革案について

ヒト

1. 組織のスリム化

<平成21年度> 181人 <平成22年度> 196人 <平成25年度～> 180人

〔・記録整備に係る人員を25年度を目途に削減〕

	平成21年度	平成22年度	削減数
役員	2/5人中	2/5人中	-
職員	4/181人中	15/196人中	-

* 役員の部長職兼務(2部1室)・職務拡大(担当部の複数化等)により人件費削減

* 23年度役員数縮減し5名→4名体制へ

改革の効果

《削減数》

▲16人(新規)

《今後の対応》

役員:1名削減(新規)
組織統廃合
職員:効率化を図り縮減

モノ

2. 余剰資産などの売却

〔・対象なし〕

《削減額》

—

カネ

3. 国からの財政支出の削減

<平成21年度> 補助金 4.6億円
委託費 2.0億円 <平成22年度> 補助金 1.8億円
委託費 1.9億円 <平成23年度> 補助金 0億円
委託費(厚労省の意向に従う)

《削減額》

▲1.8億円～▲3.64億円
(新規)

4. その他改革事項

予算、組織を縮減しつつ、団塊世代の大量退職で毎年100万人弱ずつ増大する連合会年金受給者に確実に対応するため、不断の改革を実施。また、増大する会員サービスに対しても、会費負担を低減させながら、着実に対応。

《国民への影響》

サービス拡充

1. 組織のスリム化

(1) 平成25年度を目途に人員削減

当面、年金記録突き合わせ等の記録整備に集中的に取り組む体制を確保するため、当方として是非必要な旧社会保険庁職員、厚生労働省職員等を受け入れたことにより、平成22年度は人員増となっているが、この人員については、記録整備後平成25年度目途に削減予定。

※ 社会保険庁の廃止に伴い、政府には、20年7月に閣議決定された「日本年金機構の当面の事業運営に関する基本計画」に基づき、職員の分限回避に向けた努力義務が課せられている旨、政府から説明を受けた。

企業年金連合会としても、こうした状況も踏まえたうえで、年金記録整備に必要な人員について、公募により、旧社会保険庁の職員を含む年金記録整備に精通した者を嘱託職員として採用したところである。

(2) 着実に効率的な業務遂行体制の構築

会員サービス業務の多様性、年金給付業務の増大等もあり、全体の業務量が増加しているが、連合会全体の人員・組織の効率化により、着実に効率的な業務遂行を図る。

モノ

2. 余剰資産などの売却

対象なし

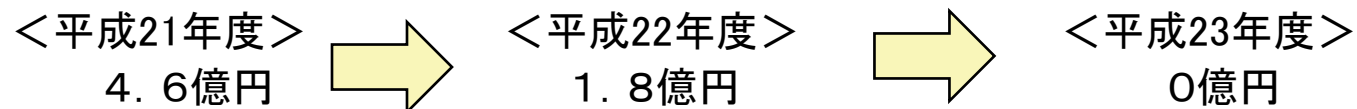
カネ

3. 国からの財政支出の削減

企業年金連合会事務費補助金等

中途脱退者等に対する年金の給付業務(裁定請求の審査、支払通知、払込手数料等69億円)に補助金が充当されているが、額は21年度4.6億円、22年度では1.8億円となっている。

23年度以降は補助金ゼロを想定する。



なお、代行返上に伴う加入員記録の整合性検証や国への返還額算定業務について、確定給付企業年金法に基づき業務受託しているが、今後の取り扱いについては、厚生労働省の意向に従う。

4. その他改革事項

未請求者対策について

平成18年度末の未請求者124万人を対象に対策を開始。これらの方々に未だ転居先不明等により裁定請求書が手許に届いていない方々の数は64万人まで減少した(21年3月末現在)。

その後、19年度及び20年度に受給資格が発生した方々で、転居先不明で裁定請求書が送付できていない方々が35万人存在(21年3月末現在)。

これら合計99万人の方々に対し、以下の対策を着実に実施。

なお、平成21年度末(22年3月末)の未請求者の状況は確定していないが、99万人は大幅に減少する見込み。

(1) 国が保有する住所情報の取得

国が保有している受給者及び被保険者の住所情報の提供を受け、裁定請求の勧奨をする。

(2) 連合会のホームページを活用した住所情報の取得

インターネットを活用し、連合会ホームページ上で住所変更(裁定請求書等の送付)依頼の受付を行い、直近の加入者住所情報の把握に努める。